

平成23年度定期監査の結果

1. 監査の対象

福祉・子ども部 子ども支援課、保育課
会計室
公平委員会事務局
議会事務局

2. 監査の期間

平成23年9月20日～平成24年1月20日

3. 監査の方法

大東市監査事務処理規程に基づき、上記の各機関が分掌する平成23年度の事務事業について、また必要なものにあつては平成22年度の事務事業について、関係する帳簿ならびに保管する文書等の提出を求めた。これらをもとに担当課から内容を聴取し、その事務事業が法律、条例、規則、要綱等に従って合法・妥当な内容で執行されているか、また効果的、効率的な執行に努められているか等について監査を行った。

なお、議会事務局の監査において大谷監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥されました。

4. 指摘及び留意事項

(1) 総括的事項

各機関においては概ね適正に事務が執行されていた。
一部に改善すべき事項が見られた。

【各課等共通】

各機関の保管する文書について、「起案日」および「決裁日」はほぼ漏れなく記入されているが、「施行日」、「文書番号」、「発信者名」、「あて先」等が記入されていないものがみられた。情報公開条例が施行されて以来、公文書は行政が保有する記録ではなく、知る権利を保障する市民の財産として位置づけられており、「大東市文書取扱規程」に従った適正な取り扱いを徹底されたい。

(2) 個別的事項

【子ども支援課】

- ① 放課後児童クラブは平成 21 年度まで市が直営で運営してきたところである。しかし当時の使用料等の滞納額は現在でも約 530 万円が残っており、これにかかる収納額も年々少なくなっている。公平性の確保のため、積極的な収納活動に取り組まれない。
- ② 児童扶養手当については、年金の遡及受給や事実婚の発生等の理由により過払金が発生する場合がある。市は一括返還が困難な者に対しては分納誓約書を提出させ、一部の返還義務者は誠実に分納誓約を履行しているところである。しかしながら、分納誓約を守らず長期に亘り返還していない者が多数みられ、公平性を著しく欠いた状態となっている。積極的に返還を求められたい。

また児童扶養手当法では、偽りその他の不正な手段により手当の支給を受けた者に対しては、国税徴収の例により徴収することが可能とされており、悪質な者に対しては法に従った強制徴収も検討されたい。

【保育課】

- ① 保育料については、機会あるごとに収納を強化されるよう市に対して申し入れを行ってきたところである。しかし今回の定期監査においても保育料の収納率の低下傾向は止まっていない。決算までの残された時間、尚一層の収納努力を行われたい。
また保育料については、期限内に納付している大多数の保護者と、滞納を続ける一部の保護者との間に著しい不公平が生じており、公平性の確保の観点から延滞金制度の導入についても検討されたい。
- ② 保育所等の児童福祉施設の機械警備業務の委託契約について、随意契約の理由・方法等に適切でないものが見られた。是正されたい。
- ③ 給食物資納入事務について、従来からの品質保証の視点に加え、競争性、公平性、透明性の視点を導入・強化するなど、時代や環境の変化に対応した事務の革新に努められたい。

【会計室】

- ① 会計室本来の業務である会計事務については、適正に執行されていた。今後も出納員検査や収納委託業務の確認等を継続され、公金事故の未然防止に努められたい。
- ② 文書整理簿の処理方法に極端な誤りが見られた。大東市文書取扱規程および文書事務の手引に従って是正されたい。

【公平委員会事務局】

- ① 文書管理等の庶務事務に初歩的なミスが目立った。留意されたい。
- ② 本市公平委員会が加入する大阪府公平委員会連合会の決算書を確認したが、負担金収入の4倍近い額の繰越金が計上されていた。多額の繰越金を有する団体に負担金支出を無為に続けることは公金支出の観点から好ましくないところ、連合会においては構成市に対する負担金の一律減額、総会出席者負担金の不徴収等の自主的な対策が実施されていた。今後の繰越金減少の推移をみたい。

【議会事務局】

- ① 平成22年度の交際費の執行において、議会活動啓発用ウチワの作成費用や生花の購入費用を交際費から支出していた。交際費は外部との交渉や儀礼上必要な経費を支出する科目であり、経費内容を問わずに執行できる科目ではない。今後は需用費等正当な科目で支出されたい。
- ② 本市の議会は全国議長会、近畿議長会、大阪府議長会、北河内議長会に加入している。各団体の決算書を確認したところ、近畿議長会、大阪府議長会、北河内議長会にはそれぞれ年間の負担金総額を上回る繰越金があった。多額の繰越金を有する団体に負担金支出を無為に続けることは、公金支出の観点からは好ましくなく、負担金の見直し等繰越金対策を行うよう各団体に申し入れられたい。
- ③ 政務調査費の執行については、領収書等を確認した結果概ね妥当であった。政務調査費に対する市民の関心は高く、執行内容にはいささかの疑念があってはならない。社会環境の変化への対応や透明性のさらなる向上など、今後とも制度自体を磨き続けていくことが大切であり、議会の不断の努力を期待するものである。